

- ③ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給
人事委員会指定のへき地学校に勤務する教職員に対し、給料と教職調整額と扶養手当の合計額に、その級地に応じて、それぞれ4%、8%、12%、16%、20%、25%を乗じて得た額が、へき地手当として毎月支給される。

また、このほかにへき地手当に準ずる手当として4%、へき地学校長期勤務手当の支給がなされている。

なお、複式学級担当者に対しては、多学年手当を支給している。

④ へき地教職員の特別昇給制度の実施

勤務年数 指定区分	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
5級・4級	6月短縮	12月短縮		
3級・2級	3月短縮	9月短縮	12月短縮	
1級	3月短縮	6月短縮	9月短縮	12月短縮

③ へき地学校教職員の配置に対する特別措置

へき地教育振興法第4条2項に「都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。」とあり、本県としてもへき地学校教職員の定数配置については、小規模学校補正等の教員の配置及び養護教員、事務職員等の配置について特別措置を講じている。

3 今後の問題点

(1) へき地学校の教職員の充実を図ること。

へき地学校に勤務する教職員の年齢構成からみて、中堅教員が少ない。このため、52年度末人事においては、新採用教育は平地に70%、へき地に30%の割合で配置するとともに、80余名の中堅教員をへき地に配置した。今後も引き続き中堅教員を計画的にへき地に配置していくことが必要である。

また、へき地校に勤務する教職員の優遇策や地元の受け入れ体制の整備充実にいっそう努力する必要がある。

(2) 都市、平地とへき地との人材交流を推進すること。

へき地勤務未経験者を解消するため、これまで計画的に平地、へき地の交流を推進してきたが、なお都市部に未経験者が多い。今後いっそう計画的、広域的交流を推進していく必要がある。

(3) 施設・設備の充実と学習指導法の改善を図ること。

教育機器の導入、施設、設備、教材器具等の充実及び複式学級学習指導計画例（県版）の活用を図り、学習指導法を改善し、教育水準の向上を図る必要がある。

(4) 福島県へき地教育振興会との協力を、いっそう強化すること。

本県のへき地教育振興会は、昭和25年県民の友愛精神から発足し、以来20余年間の長きにわたり、へき地教育振興のために多大の貢献をしてきた団体であり、今後とも更に密接な連絡提携のもとに協力体制を強化し、へき地教育の振興を図る必要がある。